

水道料金・下水道使用料クレジットカード払いの注意事項

(指定代理納付者による納付)

○「Yahoo!公金支払い」での支払いは、地方自治法第231条の2第6項および地方自治法施行令の規定に基づく「指定代理納付者による納付」です。指定代理納付者のLINEヤフー株式会社が立替払いし、お客様が登録したクレジットカード会社（以下「カード会社」という。）が他のクレジットカード（以下「カード」という。）ご利用分と合わせて請求する継続払いとなります。

(申込手続き)

○お申込みは、お客様がこの注意事項の内容をご理解・ご承認のうえ、お客様の責任においてお客様情報（お客様番号・確認番号・カード情報等）を登録してください。

(水道契約者とカード会員名義について)

○水道契約者とカード会員の名義が異なる場合は、水道契約者が水道料金等のお支払いをカード会員に委託し、カード会員はこれを承諾したものとして取扱わせていただきます。この場合、座間市上下水道局からの各種通知や連絡については、水道契約者に行います。

(支払回数)

○お支払いの回数は一括払いになります。

(領収証)

○「領収証」は発行しませんので、カード会社から届くご利用明細書をご覧ください。
（「使用水量のお知らせ」（検針票）の領収書欄には、カードでお支払いされた金額については表示されません。）

(カード利用限度額)

○1回の請求金額が10万円以上の場合は、カードによるお支払いはご利用になれません。この場合、納入通知書を郵送いたしますので、納入通知書裏面の金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

(カード有効性)

○カード会社の規定によりカード払いができない場合やカード払い登録後であっても、カードの有効性が確認できなくなったときは、カード払いの取扱いを中止します。この場合は、お客様が登録したメールアドレスへ、取扱い中止のお知らせをいたします。その後、納入通知書により座間市上下水道局から直接請求いたします。

○カード払いでは、カード会社の会員規約に基づいてお支払いいただきます。カード会社の締切日と座間市上下水道局の請求日との関係、その他の事務上の都合により、カード会社からの請求が2カ月連続したり、2カ月以上の間隔が空いたりする場合があります。

(登録内容の継続)

○ご登録いただいたカードの番号又は有効期限が変更となった場合、お客様に事前にお知らせすることなく、新しい番号又は有効期限がカード会社から LINE ヤフー株式会社に通知され、原則としてカード払いが継続されます。また、カード会社の規定による会員資格の喪失、お客様からの解約のお申し出などがない限り、カード払いによるお支払いは継続されます。

(登録内容の変更)

○お客様情報に変更があった場合は再登録が必要になります。ただし、市内で転居された場合は、新たにカード払いの申込み手続きをする必要はありません。

(クレジットカード払いの停止)

○不正なカード等と判明した場合や、座間市上下水道局が使用不可と認めた場合は、お客様に通知せずカード払いから納入通知書払いに変更することがありますのでご了承ください。

以上